

5月定例会における新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 本会議・委員会に出席するにあたり

- ①議場・委員会室の出入口付近、傍聴受付に消毒液を設置する。
- ②会議出席者はマスクを着用する。
- ③議員及び理事者の発言時は、マスクを着用したままでも認める。
- ④傍聴者にマスクの着用を推奨する。また、席を空けて着席するよう誘導する。

2. 役員選期中（5月14～25日）の運営について

①期間中は、全議員待機をかけない扱いとする。

※待機する議員は、必要最小限とし、各会派内において、調整すること。

②本会議

○出席理事者は市長、副市長及び財政局長とするが、緊急に理事者が対応にあたる必要が生じたときは、関係理事者の退席を認める。

その場合は、議長に許可を求めて退席する。

○会議中に不測の事態が発生した場合、議会BCPマニュアルのとおり対応する。

※会議を休憩し、議会BCP会議を開催し、対応を検討する。

③会議中も議場、議会運営委員会室の換気を行う。

○議場 11階：常時、議長席裏の扉を開ける。（投票による選挙中を除く）

傍聴席：常時、出入口の扉、窓を開ける。

○議会運営委員会室 常時、室内の小窓を開ける。

傍聴席付近の出入口扉を開ける。（投票による選挙中を除く）

3. 5月28日以降の本会議・委員会の運営について

※5月20日正副議長選出後に議会BCP会議を開催し、運営を協議する。

4. その他

①各議員、議会事務局職員は、発熱がある場合は、速やかに議長へ報告する。

②緊急時安否確認用メールアドレスに議会事務局から連絡メールを送信するため、受信された場合は直ちに内容を確認する。